

## 第5回滝沢市農業委員会総会会議録

1 日時 令和5年11月24日（金） 午前11時00分

2 場所 滝沢市役所本庁舎 4階 中会議室

### 3 日程

- 日程第 1 議事録署名人並びに書記の指名について  
日程第 2 会期の決定について  
日程第 3 業務報告について  
日程第 4 議案第 1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について  
日程第 5 議案第 2号 農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について  
日程第 6 議案第 3号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について  
日程第 7 報告第 1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について  
日程第 8 報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
日程第 9 報告第 3号 農地転用許可を伴わない農地の現状変更届出の確認事務報告について  
日程第10 報告第 4号 農地転用届出の確認事務報告について

### 4 出席委員

#### 農業委員

- 1番委員 新田 義修  
3番委員 主濱 学  
4番委員 佐藤 恵一郎  
5番委員 熊谷 喜彦  
6番委員 高橋 敏彦  
7番委員 勝田 徹  
8番委員 太田 豊  
9番委員 駿河 信一 以上8名

#### 農地利用最適化推進委員

- 南部地区担当 長嶺 敏彦  
中部地区担当 井上 浩児 以上2名

### 5 欠席委員

#### 農業委員

- 2番委員 吉清水 秀明 以上1名

### 6 説明のために会議に出席した者

- 農業委員会事務局 事務局長 佐々木 澄子  
同 主任主査 細川 直樹

同 主任 鈴木 伸空

開会時刻 令和5年11月24日（金） 午前11時00分

佐々木事務局長 只今より第5回滝沢市農業委員会総会を開会いたします。  
駿河信一会長よりご挨拶をいただき、引き続き議事進行をお願いいたします。

駿河会長 挨拶（略）

議長 只今の出席委員は農業委員が8名であります。定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。  
なお、本日は推進委員2名が出席しております。

議長 日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮りいたします。  
本案件につきましては会議規則第11条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、ご指名申し上げます。  
議事録署名人につきましては1番新田義修委員と3番主濱学委員を指名します。  
書記には事務局の細川主任主査と鈴木主任を指名します。

議長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。  
本総会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

議長 日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

佐々木事務局長 第5回滝沢市農業委員会総会業務報告、令和5年10月26日から令和5年11月24日までです。議案書は2ページ及び3ページをご覧ください。

（第4回総会開催日の翌日以降の業務実績を報告）

議長 それでは議事に入ります。  
日程第4、議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請に対

する意見の決定についてを議題といたします。なお、事前にご説明しましたが議案の朗読説明は省略とし、補足説明のみといたします。

事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について補足説明いたします。案件は3件です。議案書は5ページから11ページまでをご覧ください。

整理番号1番の申請内容及び意見書案につきましては、議案書記載のとおりとなっております。申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の辺縁部に位置することから第1種農地と判断されると考えられますが、西側に事業用地が隣接し、北側も住宅地に近接する等集落を形成していることから農地転用目的の例外規定に基づきますと許可相当の意見になるものと見られます。また、資金計画は全額金融機関からの融資によるものであり、金融機関からの融資事前審査結果通知により事業の確実性について確認しているところです。

次に整理番号2番及び3番は一体の転用事業となっており、申請内容及び意見書案につきましては、議案書記載のとおりとなっております。申請地は周囲が山林、宅地及び河川等により囲まれ、一団の他の農地とは分断された生産性の低い小集団の農地であることから第2種農地と判断されると考えられ、周辺の土地において代替性がないことを確認していることから農地転用目的の例外規定に基づきますと許可相当の意見になるものと見られます。また、資金計画は全額自己資金によるものであり、金融機関からの残高証明により事業の確実性について確認しているところです。なお、本件は本年6月の総会において滝沢農業振興地域整備計画の変更(案)に対する意見の決定についてご審議いただいた案件となっております。

以上で補足説明を終わります。

議長 今回の現地調査は、新田義修農業委員、長嶺敏彦推進委員、井上浩児推進委員が行っております。

本案件の整理番号1番の現地調査報告を新田農業委員にお願いします。

新田農業委員 1番新田です。それでは私の方から議案第1号のうち整理番号1番について、令和5年11月15日に長嶺推進委員と井上推進委員の3人により現地調査を実施しましたのでご報告いたします。

整理番号1番の申請地の位置は、滝沢大釜簡易郵便局から南へ約250メートルの所にあります。周囲の状況ですが、東側は道路を挟み雑種地、西側は道路を挟み農地、南側は水路を挟み原野、北側は道路を挟み原野になっていました。

以上について調査の結果、申請地は日照について支障はなく、被

害防除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長

本案件の整理番号2番及び3番につきましては、令和5年6月16日に現地調査を行い、第37回総会議案第4号にて報告済みであります。改めて井上推進委員に報告をお願いします。

井上推進委員

推進委員の井上です。それでは私の方から議案第1号のうち整理番号2番及び3番について、令和5年6月26日に太田農業委員と齊藤前推進委員の3人により現地調査を実施しておりましたので、ここで改めて報告いたします。

整理番号2番と整理番号3番の申請地は隣接しており、位置は滝沢勤労者体育センターより北西へ約900メートルの所にあります。周囲の状況ですが、東側は農地、西側は雑種地及び宅地、南側は山林、北側は道路を挟み山林になっていました。

以上について調査の結果、申請地は日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長

これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長

無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

議長

日程第5、議案第2号、農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定についてを議題といたします。

事務局より説明させます。

鈴木主任

それでは私の方から議案第2号について補足説明させていただきます。議案書は13ページから16ページまでをご覧ください。

案件は所有権移転が4件となっております。

整理番号1番は地元の認定農業者が買い受ける案件です。盛岡市の農地も併せて買い受けることになっております。

整理番号2番から4番の譲受人は同一になります。共に直接交渉して成立に至った案件です。所有権移転後は農地中間管理事業を活用予定となっております。

以上、議案第2号については、いずれも経営面積、従事日数等旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を井上推進委員にお願いします。

井上推進委員 推進委員の井上です。それでは私の方から議案第2号について、ご報告申し上げます。

議案第2号の農地につきましては、いずれも全て農地として活用していることが確認できました。農地の全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてであります。事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもありますとおり、今回権利の設定を受ける方が権利を得ている農地は全て耕作されており、保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等から見て耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

以上で議案第2号の現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第6、議案第3号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定についてを議題といたします。

本案件の整理番号32番から34番までにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与の制限があり、8番太田豊委員が該当します。

つきましては、最初に整理番号32番から34番までを審議し、次に整理番号1番から31番まで、35番から84番までを審議することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長                   ご異議がないようですので、最初に整理番号32番から34番までを審議し、次に整理番号1番から31番まで、35番から84番までを審議することとします。

                          それでは、整理番号32番から34番までを審議します。議事参与の制限があります8番太田豊委員の退席を求めます。

(8番太田豊委員退席)

議長                   事務局より説明させます。

鈴木主任             それでは私の方から議案第3号のうち整理番号32番から34番までを補足説明させていただきます。議案書は32ページから33ページまでと53ページをご覧ください。

                          整理番号32番から34番までは地元の認定農業者への貸付案件となっております。これは姥屋敷・花平地区における地域集積協力金事業により権利の設定がなされたものになります。

                          以上、議案第3号のうち整理番号32番から34番までについては、経営面積、従事日数等旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

                          以上で説明を終わります。

議長                   本案件の現地調査報告を長嶺推進委員にお願いします。

長嶺推進委員        推進委員の長嶺です。それでは私の方から議案第3号のうち整理番号32番から34番までについて、ご報告申し上げます。

                          議案第3号のうち整理番号32番から34番までの農地につきましては、いずれも全て農地として活用していることが確認できました。農地の全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてであります。事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもありますとおり、今回権利の設定を受ける方が権利を得ている農地は全て耕作されており、保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等から見て耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

                          以上で議案第3号のうち整理番号32番から34番までの現地調査報告を終わります。

議長                   これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長                   無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第3号のうち整理番号32番から34番までについて、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。

よって、議案第3号のうち整理番号32番から34番までは原案のとおり決定いたしました。

8番太田豊委員の入場を許可します。

(8番太田豊委員入場)

議長

8番太田委員にお伝えします。議案第3号のうち整理番号32番から34番までにつきましては、原案のとおり決定いたしました。

議長

次に整理番号1番から31番まで、35番から84番までを審議します。

事務局より説明させます。

鈴木主任

それでは私の方から議案第3号のうち整理番号1番から31番まで及び35番から84番までを補足説明させていただきます。議案書は18ページから31ページまでと33ページから53ページまでをご覧ください。

案件は全て一括方式であり、いずれも姥屋敷・花平地区における地域集積協力金事業により権利の設定がなされたものになります。

以上、議案第3号のうち整理番号1番から31番まで及び35番から84番までについては、経営面積、従事日数等旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長

本案件の現地調査報告を長嶺推進委員にお願いします。

長嶺推進委員

推進委員の長嶺です。それでは私の方から議案第3号のうち整理番号1番から31番まで及び35番から84番までについて、ご報告申し上げます。

議案第3号のうち整理番号1番から31番まで及び35番から84番までの農地につきましては、いずれも全て農地として活用していることが確認できました。農地の全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてであります。事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもありますとおり、今回権利の設定を受ける方が権利を得ている農地は全て耕作されており、保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等から見て耕作の事業に供すべき

農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

以上で議案第3号のうち整理番号1番から31番まで及び35番から84番までの現地調査報告を終わります。

議長                    これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長                    無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第3号のうち整理番号1番から31番まで及び35番から84番までについて、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長                    挙手全員であります。

よって、議案第3号のうち整理番号1番から31番まで及び35番から84番までについては原案のとおり決定いたしました。

議長                    日程第7、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について、日程第8、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、日程第9、報告第3号、農地転用許可を伴わない農地の現状変更届出の確認事務報告について、及び日程第10、報告第4号、農地転用届出の確認事務報告についてにつきましては、お手元の議案書54ページからのとおりとなっておりますのでご確認願います。

議長                    以上をもちまして本日の議事日程は全て終了しました。

これをもって、第5回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻    令和5年11月24日（金）    午前11時45分

議 長 \_\_\_\_\_

会議録署名人 1 番委員 \_\_\_\_\_

会議録署名人 3 番委員 \_\_\_\_\_

これは原本である。

令和5年11月24日

滝沢市農業委員会 会長 駿河 信一